

## 平成20年1月11日 政令第1号

### 不動産登記令の一部を改正する政令

内閣は、不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条及び第26条（これらの規定を同法第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

不動産登記令（平成16年政令第379号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（添付情報の提供方法に関する特例）

**第5条** 電子情報処理組織を使用する方法により登記の申請をする場合において、添付情報（登記識別情報を除く。以下同じ。）が書面に記載されているときは、第10条及び第12条第2項の規定にかかわらず、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により添付情報を提供することができる。

2 前項の規定により添付情報を提供する場合には、その旨をも法第18条の申請情報の内容とする。

3 第17条及び第19条の規定は第1項の規定により添付情報を提供する場合について、第18条の規定は同項の規定により委任による代理人（復代理人を含む。）の権限を証する情報を提供する場合について、それぞれ準用する。

4 第1項の規定により書面を提出する方法により当該登記原因を証する情報を提供するときは、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて当該書面に記載された情報を記録した電磁的記録を提供しなければならない。この場合においては、第12条第2項の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成20年1月15日（附則第3項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この政令の規定は、不動産登記法（次項において「法」という。）附則第6条第1項の指定の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

3 施行日前に法附則第6条第1項の規定による指定がされている場合において、施行日前にされた登記の申請に係る登記に関する手続については、なお従前の例による。